

第6回甲府交通圏タクシー特定地域協議会
議 事 概 要

平成24年12月17日(月)
14:30~16:20
山梨運輸支局2階会議室

1. 開会

事務局より参考資料に基づき協議会開催趣旨の説明。

2. 設置要綱の一部改正について

事務局により資料1に基づき説明。全会一致で承認。

3. 会長の選任及び事務局長の指名について

事務局提案により、石原支局長を会長に推挙したところ、全会一致で承認。その後、石原会長により、山梨県タクシー協会大木会長を事務局長に指名。

4. 議事

(1) タクシー事業の適正化と活性化に係る3年間の取組みの検証について

○資料2に基づき、事務局より説明

丹沢委員

山梨の運転手の平均年齢は約61歳で、65歳以上の運転手も約40%ぐらいである。そのような状況下、活性化せよと言われても難しいのではないかと。運転手の年収も220万円くらいしかない。こうした観点から、活性化どころか、5~6年くらいでとんでもない老人産業になってしまうおそれがある。65歳や70歳のドライバーに対して、「おもてなし」や「優秀な・・・」などは望めないのではないかと。そのような高齢ドライバーが、果たして安全を守れるのだろうか。人様の命を預かっている以上、真剣に取り組んでいかなければ、社会問題にもなる。いかにして、若い人を雇っていけるのか、そこら辺について聞きたいと思う。

平井委員

経営者の立場で業界の現状を説明すると、収入が少なくなっているのは、売上げが落ちてきているのが原因である。収入が上がらないのは、減車をしているからである。地方のタクシー会社の約8割が15両以下という規模である。毎月の売上げにしめる人件費の割合は、福利厚生費、社会保険、賞与、退職金等含め約67%である。その他、燃料費が約7%、更に車両購入費用、法定点検費用等も収入から引かれる事を考えると、簡単に減車できない実情がある。このため、なかなか減車が進まないというのが現実としてある。タクシーは困った時に使ってもらえる業種であり、用の無い人は使ってくれない。活性化という名目で観光ルート別運賃で安くしても簡単に客が増えるわけではない。

五味委員

我々経営者だけでは偏った意見になってしまうので、是非、皆様のご意見を伺いたい。3年前に特定地域に指定をされ、今回再指定と言うことだが、今回再指定されていな

地区があるということか。

また、収入を上げるには運賃を値上げするという手もあるがどうなのか。消費者にとっては困るが、業界にとっては良いと思う。

事務局 関東管内では、全ての交通圏が再指定となり、千葉では新たに加わったところもある。タクシー運賃は、今でさえ高いと言われている。今後、消費増税の話もあり、業界で頭を悩ませている。

大木事務局長 タクシーの収入が増えない理由として経済が冷え込んでいるなど、色々な見方がある。タクシーは必要な時に使ってもらおうという話が出たが、今どき、酒を飲んだ酔客はタクシーより廉価である運転代行を使うと思う。運転代行の中には、法令遵守がいい加減になっている者も少なくなく、こうした者に対してはきちんと対処し、規制すべきである。あと、労働条件の話についても、タクシー業界というのは労働集約産業のため、労務管理がすべてなので、労務倒産と言うこともあり得るだろう。タクシーも今年で100周年と言うことなので、またゼロからスタートという気持ちで皆さんの意見を聞きながらやっていきたい。

丹沢委員 運転代行は安いだけでなく非常に交通事故が多いところが問題である。時代が変われば、新しい商売も出てくるのは当然のこと。

石原会長 運転代行については、車体表示のペイント化など、規制強化のためのパブリックコメントを行っている。今後も県警と連携して立入検査などに取り組んで行く。今までの資料の内容や委員からの意見を聞いていても、運転手の労働条件の改善が為されていないことから、今後も取り組んでいかなければならないと考えるが、3年間の総括として、事務局からの説明について本協議会の総括として良いか。

「異議無し」の発言により、承認。

(2) 今後の取り組み方針について（甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画一部改正）

○資料3に基づき、事務局より説明

代永委員 今説明を聞いたが、タクシー業界は事業経営が厳しい中で、非常に良いことをしているにもかかわらず、PRが出来ていないのではないかと。もっとアピールすべき。

事務局 PR不足な点は否めないし、PRしなければ勿体ないので、ホームページを活用するなどしていきたい。

五味委員 この協議会等には国から補助金等が出ているのか。PRする予算はどうしているのか。

事務局 国からの補助金等はない。PRについても協会負担である。業界が良くなるためには仕方がない。

五味委員 タクシー会社の経営をさらに圧迫してしまう気がする。

石原会長 こうした意見があったことは上司に伝える。地域計画の一部改正について承願えるか。また、修正すべき点があれば事務局に一任してもらえるか。

「異議無し」の発言により、承認。

(3) その他

改正された地域計画については国土交通大臣に送付することとなっている旨を事務局より伝えた。

5. 閉会

(配布資料)

議事次第

委員名簿

出席者名簿

配席図

資料 1 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱改正案

資料 2 タクシー事業の適正化と活性化に係る3年間の取組みの検証について

資料 3 甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画改正案

参考資料 特定地域再指定に係る状況